

南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）
の活動に係る物資協力の実施について

（令和元年12月20日
閣議決定）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第30条第1項の規定に基づき、南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、令和元年度において、政府間開発機構（IGAD）に対し、現在、南スーダン共和国で行われているIGADの活動に協力するために必要な

- | | |
|---------------|----------|
| (1) テント | 1, 800張 |
| (2) 毛布 | 15, 000枚 |
| (3) 給水容器 | 20, 000個 |
| (4) ビニールシート | 6, 000枚 |
| (5) スリーピングマット | 15, 000枚 |

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 南スーダン共和国政府は、2011年の独立以降、治安部門（国軍、警察等）を適正規模に縮小・強化するため、治安部門改革（SSR）の実施に向けた取組を進めてきたものの、2013年及び2016年に南スーダン共和国政府と反政府勢力との間で大規模な衝突が発生するなどし、SSRにおいては進展が見られなかった。
- 2 2018年9月に南スーダン共和国政府と反政府勢力との間で署名された「再活性化された衝突解決合意」において、SSR実施の必要性が確認された。これを受け、その実施の第一段階として、南スーダン共和国政府及び反政府勢力の要員を特定の場所に仮宿営させるための作業が現在行われているところである。
- 3 このような状況に対し、南スーダン共和国の平和と安定のための取組を仲介してきた政府間開発機構（IGAD）は、SSRを含む南スーダン共和国の治安関連の活動を監視・検証する組織を設置。IGAD加盟国を中心とした各国は、同組織に要員を派遣し、IGADは同組織を通じ、南スーダン共和国におけるSSR実施を支援している。
- 4 今般、IGADから我が国政府に対し、南スーダン共和国におけるIGADの活動に必要なテント、毛布、給水容器、ビニールシート及びスリーピングマットの譲渡要請がなされたものである。